

～宿泊施設または自宅で療養される方へ～

この度は新型コロナウイルス感染症と診断され、療養が必要になられたことに対しまして、お見舞いを申し上げます。療養期間中は、神奈川県対策本部が LINE または電話にて毎日健康観察をさせていただきますので、ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

療養に関して、**ご質問・ご相談あるいは、体調の悪化等**あれば、以下の相談窓口をご利用ください。

- 療養中の健康相談、過ごし方などについてのご質問・ご相談
神奈川県療養サポート窓口 **電話番号はSMSで**（9時～17時）
ご案内しています
- 体調の悪化・急変等による緊急相談窓口
神奈川県コロナ119番 **電話番号はSMSで**（24時間）
ご案内しています

① 療養上の注意

- ・新型コロナウイルス感染症は感染症法の「**指定感染症（二類感染症相当）**」に指定されています
- ・感染症のまん延を防止するため、他者へ感染させるおそれのある期間（感染性のある期間）は、他者との接触を避けて療養しなければならないことが、法律で定められています

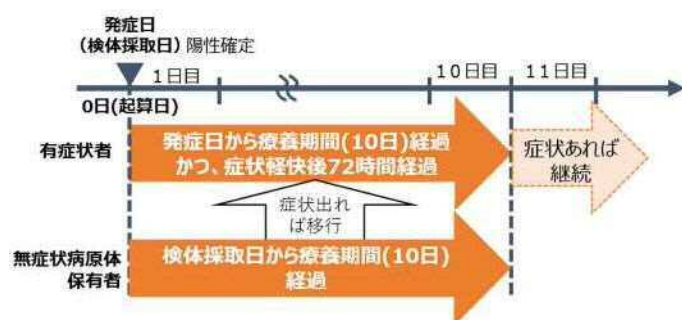
(1) 感染拡大防止の観点から**定められた期間**、宿泊施設または自宅から**外出せず**、療養して下さい。

(2) 宿泊施設・自宅療養期間中は、**感染症法第18条に基づく「就業制限」**の適応となります。

② 宿泊療養・自宅療養（就業制限）の期間について

◆**有症状者** 発症日から **10日間経過**し、かつ、**症状軽快後72時間経過**した場合、療養終了
(※有症状者が再度症状を呈した場合は、症状が軽快後に72時間経過した場合に療養終了となります。)

◆**無症状病原体保有者** 検体採取日から **10日間経過**した場合、療養終了
(※無症状者が新たに症状を呈した場合は、「有症状者」の基準を適用します。この場合、新たに症状を呈した日を発症日とします。)



※無症状者又は発症日が明らかでない場合は、**診断のための検体を採取した日**を起点とします。

※神奈川県では、**宿泊療養・自宅療養終了の際のPCR検査は原則として行いません**。

③ 就業制限について

感染性のある期間（療養期間中）は、他者に感染させるおそれのある業務に従事できません。

- ・飲食物の製造、販売、調理または取り扱いの際に飲食物に直接接触する業務
- ・接客業
- ・その他の多数者に接触する業務

※違反した場合は五十万円以下の罰金が科せられます。（感染症法 第七十七条）

④ 宿泊施設または自宅療養中の医療費について

新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて療養している間、新型コロナウイルス感染症に関する医療を受ける場合は自己負担分が発生しません。受診の際は「医師の届出に基づく通知書」とこのお手紙を受診先へご提示ください。なお、療養期間中の受診は「神奈川県療養サポート窓口」または「神奈川県コロナ119番」に必ずご相談ください。受診先・移動手段を調整します。

【次の場合は公費の対象外です】

◇療養の認定前や解除後に実施した医療

(例:陽性確定に係る受診(診断のためのPCR検査実施)の際の医療費 など)

◇新型コロナウイルス感染症に関するものではない医療や感染症に感染していなかったとしても

実施されたであろう医療 (例:療養期間中に持病に関してオンライン診療を受けた場合 など)

⑤ 療養証明書について

会社や保険会社等に新型コロナウイルス感染症に関する書類の提出を求められた場合、「医師の届出に基づく通知書」とこのお手紙を証明書の代わりとしてご利用ください。※

上記で代替にならない場合は、療養証明書を発行します。下記窓口にご相談ください。

宿泊施設療養の方 神奈川県療養サポート窓口

電話番号はSMSで
ご案内しています

自宅療養の方 宮前区 衛生課(044-856-3265)

※宿泊施設と自宅の両方で療養した方は、療養を終了した場所に応じて相談してください。

※国は職場に対し、医療機関や保健所へ各種証明書を求めないよう通知しています。

ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

※「医師の届け出に基づく通知書」は後日郵送いたします。

⑥ 療養終了時のPCR検査を行わなくてよい理由

②に基づいて療養を終了した人が他者へ感染させる可能性はかなり低く、国は宿泊療養・自宅療養者の療養終了時のPCR検査は必須ではないとしております。就業も可能となります。

⑦ 療養期間終了後も、感染対策の継続をお願いいたします。

宿泊療養・自宅療養終了後も、4週間は「手洗い・咳エチケット」「検温」を徹底し、再び咳・発熱などの症状が出た場合はお住まいの区の衛生課にご連絡ください。

◆療養の詳しい注意点は神奈川県の「自宅・宿泊療養のしおり」をあわせてご確認ください

◆この内容は令和2年6月22日時点のもので、今後国や神奈川県の方針により変わることがあります。

新しい感染症で、情報が日々更新されるため、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

令和2年6月22日 川崎市保健所

<問い合わせ先> 川崎市保健所宮前支所 衛生課 感染症対策係 044-856-3265